

男女共同参画会議 第11回重点方針専門調査会	資料10
平成29年10月4日	

「女性活躍加速のための重点方針 2017」

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

a) 不妊治療に関する支援

(厚生労働省説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所			通し番号 149
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化	
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組	
細項目			
	②	②不妊治療に関する支援 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。 加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。	
該当施策名 (事業名)		不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究	
該当施策の背景・目的		近年の結婚年齢の上昇や晩産化に伴い、不妊治療を受ける者は年々増加している。こうした中、労働者が希望する妊娠・出産を実現するためには、育児休業制度などの仕事と育児の両立支援はもとより、不妊治療と仕事の両立支援についても、重要な課題となっている。 このため、企業及び労働者を対象として、不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握及び分析を行い、各種施策の立案に活かす。	
該当施策の政策手段の分類		—	法令・制度改正
		—	税制改正要望
		○	予算
			30年度要求予算額： - 千円
			29年度予算額： 8,412 千円
			28年度歳出予算現額※1 - 千円
			28年度決算額： - 千円
			使用割合： - %
		—	機構定員要求
		○	その他(具体的に)
			不妊治療と仕事の両立に関する相談支援等の充実を図る
該当施策概要		・企業及び労働者を対象とした不妊治療と仕事の両立に係る実態調査の実施及び広報資料の作成・周知 ・不妊治療と仕事の両立支援のための「連絡カード(仮称)」の作成・周知 ・不妊専門相談専門センターに従事する相談員向けの研修資料の作成・周知	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	6-2	妊娠・出産等に関する健康支援
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	-	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 雇用機会均等課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究

【29年度予算：8百万円】

- 近年の結婚年齢の上昇や晩産化に伴い、不妊治療を受ける者は年々増加
- 労働者が希望する妊娠・出産を実現するためには、育児休業制度などの仕事と育児の両立支援はもとより、不妊治療と仕事の両立支援についても、近年重要な課題
→企業及び労働者を対象として、不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握及び分析を行い、各種施策の立案に活かす。

1 研究会の開催・運営

- 研究会メンバー
 - ・産婦人科医等の不妊治療に関する専門的な知見を有する者
 - ・不妊治療と仕事の両立に関する専門的な知見を有する者
 - ・保健師等の不妊治療に係る相談対応等の実務について専門的な知見を有する者
 - ・人事労務管理に関して専門的な知見を有する者

■検討事項

2, 3, 4に掲げる事項

2 調査の実施・広報資料の作成

- 不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点を明らかにするため、企業及び労働者を対象とした調査を設計し、実施
- 調査結果の概要や、企業が不妊治療と仕事の両立に向けた取組を進めるための示唆や留意点をまとめた広報資料の作成

3 「連絡カード（仮称）」の作成

労働者の希望に応じて、医師が不妊治療の内容や企業に配慮を要する事項を記載することができる「連絡カード（仮称）」を作成

4 不妊専門相談センター相談員向けの研修資料の作成

「不妊専門相談センター」（※）に従事する相談員に対する不妊治療と仕事の両立に係る研修資料を作成

（※）都道府県や指定都市・中核市において、不妊等について悩む夫婦等を対象に専門相談員（保健師等）が相談を行っている（全国約70カ所）

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 150
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組
細項目	②	②不妊治療に関する支援 <u>個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。</u> 加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。
該当施策名 (事業名)	不妊に悩む方への特定治療支援事業	
該当施策の背景・目的	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数
		29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: 18,482,878 千円 の内数
		28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	・対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。) ・対象者 * 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 * 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ・給付の内容 * 1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) * 上記のうち初回の治療に限り30万円まで助成 * 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 * 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ・所得制限 730万円(夫婦合算の所得ベース)	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	114		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	6—2	妊娠・出産等に関する健康支援
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	子ども家庭局母子保健課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者
特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵した方が卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 所得制限
事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体
都道府県、指定都市、中核市
- 補助率
1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）
- 予算額
平成30年度概算要求 158億円

2. 沿革

- 平成16年度創設
- 平成18年度
- 平成19年度
- 平成21年度補正
- 平成22年度
- 平成23年度
- 平成25年度
- 平成26年度
- 平成25年度補正
- 平成27年度
- 平成27年度補正
- 平成28年度

3. 支給実績

- 平成16年度 17, 657件
- 平成17年度 25, 987件
- 平成18年度 31, 048件
- 平成19年度 60, 536件
- 平成20年度 72, 029件
- 平成21年度 84, 395件
- 平成22年度 96, 458件
- 平成23年度 112, 642件
- 平成24年度 134, 943件
- 平成25年度 148, 659件
- 平成26年度 152, 320件
- 平成27年度 160, 368件

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 151
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組
細項目	②	②不妊治療に関する支援 <u>個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。</u>また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。 加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。
該当施策名 (事業名)	不妊専門相談センター事業(不育症専門相談窓口)	
該当施策の背景・目的	不妊に関する相談指導や不妊治療に関する正確な情報提供を行い、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 21,006,901 千円 の内数
		29年度予算額: 20,594,098 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: 18,482,878 千円 の内数
		28年度決算額: 15,121,065 千円 の内数
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談、心の悩み等についての相談指導や診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施するとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を実施するもの。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	115		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	6-2	妊娠・出産等に関する健康支援
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	子ども家庭局母子保健課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

不妊専門相談センター事業

○事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者・・・不妊や不育症について悩む夫婦等

○事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○実施担当者・・・不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国65か所（平成28年7月1日時点）※自治体単独（5か所）含む

主に大学・大学病院・公立病院24か所（37%）、保健所18か所（28%）において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）不妊専門相談センターを平成31年度（2019年度）までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○予算額等

平成30年度概算要求 174百万円（基準額474,500円×実施月数）（補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

○相談実績

平成27年度：20,623件（内訳：電話10,316件、面接7,305件、メール1,600件、その他1,402件）

（電話相談） 医師 13%、助産師 45%、保健師 23%、看護師 7%、心理職等 12%

（面接相談） 医師 40%、助産師 28%、保健師 11%、看護師 4%、心理職等 17%

（相談内容） ・費用や助成制度に関すること（7,476件） ・不妊症の検査・治療（5,711件） ・不妊の原因（1,736件）

・不妊治療を実施している医療機関の情報（1,615件） ・家族に関すること（1,394件） ・不育症に関すること（852件）

・主治医や医療機関に対する不満（796件） ・世間の偏見や無理解による不満（549件）